

## セーフティネット保証2号認定申請について

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入を希望される場合、市の「認定」を受ける必要があります。

### 注意点

- 1 認定申請先の市町村は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地（※）の市町村です。  
※法人……登記上の住所地または事業実態がある事業所の所在地  
個人……事業実態のある事業所の所在地
- 2 認定書は、信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によってそのまま融資が実行されるものではありません。

### 認定要件（平成14年3月より条件緩和）

#### ■ 2号イ＜指定事業者と直接取引を行っている場合＞

- ・申請者が、指定事業者と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であること。
- ・当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少が見込まれること。

#### ■ 2号ロ＜指定業者と間接取引を行っている場合＞

- ・申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該指定事業者関連の取引規模の割合が20%以上であること。
- ・当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

（次頁に続く）

■ 2号ハ<指定地域内に事業所を有している>

2号ハ

令和6年1月26日時点では、  
本市は指定地域ではありません

- 申請者が、指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていること。
- 当該事業稼働の制限を受けた後、原則として最近1カ月間の売上が前年同期に比して10%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少していること。

手続きに必要な書類

2号イ、口共通

- 認定申請書 2部（市所定の書式）
- 依存度・売上明細確認表（市所定の書式）  
※確認表には金融機関の支店長・担当税理士等の押印が必要です。押印なしの場合は、確認表の根拠になる資料（指定業種の取引依存度、売上等）を併せて提出をお願いします。
- 海老名市内における事業実態が確認できる書類（写しで可）  
法人：履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）  
個人事業主：直近の確定申告書の写し及び事業開始年月日を確認できる書類  
（例：開業届など）

申込み手続きの流れ

認定には、申請書を提出してから2・3営業日かかります。

